2 国際平和と人類の福祉

▶ pp.221 ～ 225

永遠平和のための第一確定条項 ―カント

各国家における市民的体制は，共和的でなければならない。

第一に，社会の成員が（人間として）自由であるという原理，第二に，すべての成員が唯一で共同の立法に（臣民として）従属することの諸原則，第三に，すべての成員が（国民として）平等であるという法則，この三つに基づいて設立された体制――これは根源的な契約の理念から生ずる唯一の体制であり，この理念に民族の合法的なすべての立法が基づいていなければならないのであるが，こうした体制が共和的である。それゆえ，この体制は，法にかんして，それ自体があらゆる種類の市民的組織の根源的な基盤となる体制である。そこで問題は，ただ次のこと，つまりこの体制がまた，永遠平和へと導くことができる唯一の体制なのか，ということである。……

さて，共和的体制は，その根源が純粋であり，法概念の純粋な源泉から生じたものであるが，それだけではなく，さらに望ましい結果である永遠平和への期待にそった体制であって，その理由は次の点にある。――すなわち，戦争をすべきかどうかを決定するために，国民の賛同が必要となる（この体制の下では，それ以外に決定の方途はないが）場合に，国民は戦争のあらゆる苦難を自分自身に背負いこむ（……）のを覚悟しなければならないから，こうした割りに合わない賭け事をはじめることにきわめて慎重になるのは，あまりにも当然のことなのである。

（カント，宇都宮芳明訳『永遠平和のために』岩波文庫）